

「アイランドジー・アイ小泉ショートステイ」 重要事項説明書

1 法人概要説明

法人名称：株式会社 アイランド ジー・アイ
 法人代表者：代表取締役 石野 政道
 本社所在地：岐阜県瑞浪市益見町2丁目130番地
 電話 0572-66-1866 ファックス 0572-66-1867
 法人の理念：◇ 「人のお役にたてること」
 ◇ 「1万人のご利用者より100人のありがとう」
 ◇ 「心ある介護」

2 事業所概要説明

保険事業者指定番号：2171100460
 事業所種別：指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（＝ショートステイ）
 事業所名称：アイランドジー・アイ小泉ショートステイ
 事業所所在地：〒507-0073 岐阜県多治見市小泉町4-231-2
 電話 0572-27-1255 ファックス 0572-27-6988
 事業所の運営方針：◇ 全利用者への介護計画の立案と実施
 ◇ 利用者の尊厳の重視と自己決定の推奨
 ◇ 地域に根ざした施設運営の実現
 ◇ 日常生活を楽しむための介護事業所
 交通の便：JR小泉駅下車 徒歩 8分
 敷地概要：専有面積 3,435㎡
 建物概要：【本館】木造2階建て 準耐火構造 総床面積 482.05㎡
 居室数：【本館】20床（従来型個室4室、多床室：2人部屋4室、4人部屋2室）
 各居室内付属設備：冷暖房／電動ベット／洋服タンス／洗面／トイレ
 建物設備概要と説明：浴室（一般浴室／特殊浴室）／専用厨房／暖炉／畑
 介護給付費算定届の内容：区分＝単独型 人員配置＝I型（3：1）
 サービス提供体制強化加算＝有り
 介護職員処遇改善加算等＝有り
 若年性認知症利用者受入加算＝有り
 在宅中重度者受入加算＝有り
 送迎加算＝有り

協力提携機関：顧問 医／はら内科クリニック（神経内科、内科）
 提携施設／グループホーム我家我家

職員の職種と役割

- ◇ 管理責任者／当事業所での全ての業務の責任をもちます
- ◇ 生活相談員／家族・ケアマネージャー・事業所職員間の調整をします
- ◇ 看護職員／医療・健康管理と生活全般のお世話をします
- ◇ 介護職員／生活全般のお世話をします

時間帯職員数

- ◇ 昼間 6：30～20：00 利用者対職員数常勤換算 3：1以上
- ◇ 夜間 20：00～翌朝6：30 夜勤1名

3 利用料金説明

(A) 介護保険適用分(＝給付費)・・・介護保険指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護(指定ショートステイ)事業所のご利用に際して、厚生労働大臣より利用者ごとの介護度に応じた基本利用料と加算費用等が示されております。当事業所においてもこの料金を採用しております。なお、利用者は給付費のうち、各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

◇介護保険対象サービスの料金は、別紙料金表をご確認下さい。

(注1) 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。また加算費用も事業所が要件を満たす場合のみ加算されます。内容に変更が生じた場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(B) 実費負担分・・・介護保険給付費対象外の居住費・食費・衛生材料費・教養娯楽費等の費用は全額実費負担となります。

- ◇ 居 住 費・・・日 額 個室1, 231円 多床室915円
- ◇ 食 費・・・日 額 1, 600円(内訳 朝食340円 昼食630円 夕食630円)
- ※ 居住費と食費に関しては、低所得者対策として負担軽減を受けられる制度があります。
- ◇ お や つ・・・一 回 100円
- ◇ 衛生材料費・・・日 額 210円
- ◇ 教養娯楽費・・・日 額 210円
- ◇ 電気使用料・・・日 額 55円

実費負担額	個室	多床室
本館	3, 406円	3, 090円

※ その他、有料レクリエーション費などをご利用の際、理容料金などの立替費用が生じた際には、実費相当額を請求させていただきます

(C) 販売代金請求・・・事業所の常備薬を使用された場合の費用も全額実費負担となります。
※オムツ等の使用は上記(A)の介護保険給付費の中に含まれている為費用の発生はありません。

4 緊急時・災害時の対応

- (1) 容態悪化時には一旦ご利用を中断させていただくこともあります。
- (2) 容態急変時には緊急対応として最寄の救急指定病院へ搬送させていただきます。
- (3) 容態悪化時、容態急変時以降の利用再開に際しては医師の所見を参考にし、慎重に判断させていただく場合があります。
- (4) 非常災害時には契約協力機関『グループホーム我家我家』と連携し可能な対応をさせていただきます。また当事業所の多治見市指定の避難場所は小泉中学校です。

5 身体拘束の禁止

事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

但し、利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合において身体拘束を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、内容、目的、理由、拘束時間等を説明し、同意を得ることとし、経過観察を記録します。

6 虐待の禁止について

利用者の人権の擁護・虐待等の行為は行いません。

サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 苦情の受付について

◇当事業所における苦情・相談の受付

受 付 窓 口 0 5 7 2－2 7－1 2 5 5（アイランド・ジー・アイ小泉ショートステイ 管理責任者:山根宛）
 0 5 7 2－6 6－1 8 6 6（株式会社 アイランド・ジー・アイ本部）
電話での受付時間 月曜日～金曜日の9：00～17：00

◇行政機関等の苦情受付

○岐阜県東濃県事務所福祉課	電話 0572－23－1111(代)
○岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	電話 058－275－9826
○岐阜県運営適正化委員会	電話 058－278－5136